

金融教育研究校、金銭教育研究校のしおり

～ 子どもたちに金融・経済に関する正しい知識の習得や金銭や物に対する健全な価値観を！～

1. はじめに

私たちは生活をしていくうえで、お金とは切っても切れない関係にあります。それだけに児童生徒に早いうちからお金とのつきあい方をしっかりと身につけてもらうことは、時代のいかに関わらず基本的でかつ大事なことです。

さらに最近では金融経済環境の大きな変化などともなって、「お金を使う」、「お金を貯める（ないし運用する）」、「お金を借りる」、「仕事を通してお金を得る」というそれぞれの場面でさまざまなリスクやトラブルに直面することも少なくない時代になってきました。こうした事情を背景に、保護者や学校の先生方の中で、金融教育への関心が高まっているのではないかと思います。

金融広報中央委員会と各地の金融広報委員会は、文部科学省および各地教育委員会の協力の下、これまでもさまざまな形で学校における金融教育を支援してきましたが、上で述べた事情を踏まえ今後一層この分野に力を入れていきたいと考えています。その際、学校教育の中で金融教育の要素を取り込んだ授業をこれまで以上に幅広く行って頂くこと、そして、そのことを通じて、児童生徒の皆さんに社会人になっても役立つような知識や知恵をしっかりと身につけて頂くことを願っています。

金融広報中央委員会および各地の金融広報委員会では、こうした目的の下、教材の提供、先生方を対象とするセミナーの開催などを行っているほか、金銭教育研究校・金融教育研究校・金融教育研究グループの委嘱を行っています。

以下ではこうした研究校等の制度についてご説明します。

2. 金融教育研究校、金銭教育研究校とは

幼児、児童、生徒の発達段階に応じた金銭教育ないし金融教育の研究および実践を支援するために、都道府県金融広報委員会が委嘱する研究校です。これらのうち、高等学校、中学校、小学校において金融、経済に関する正しい知識の習得に力点をおくものを「金融教育研究校」、中学校、小学校、幼稚園において金銭や物に対する健全な価値観の涵養に力点をおくものを「金銭教育研究校」とすることを原則とします。

なお、金融教育を研究・実践しようとする教師の学校横断的なグループを「金融教育研究グループ」として委嘱する制度もあります。その詳細については、都道府県金融広報委員会にお問合せください。

3. 「金融教育」とは

お金を使う、貯める（運用する）、稼ぐ、借りるなど、お金のさまざまな側面にかかわる知識・情報の活用を通じて、合理的で豊かな生活を築くための教育をさします。具体的な内容として、生活設計・金銭管理に関する理解、金融・経済のしくみや現状等に関する理解、消費者保護やトラブルの未然防止に関する理解、主に若年者を対象とした仕事や職業に対する理解を含みます。なお、「金融教育」および「金銭教育」のいずれについても、さまざまな教科等での取組みが可能です。

4. 「金銭教育」とは

前項で定義した「金融教育」のうち、「ものやお金の大切さ」および「勤労を尊ぶ考え方」を身につけてもらうための教育をさします。

5. 研究校に対する支援

(1) 教育研究費の助成

都道府県金融広報委員会より教育研究費（年間上限 15 万円）を支給します。

年度途中からの委嘱の場合、当該年度については、「15 万円 ÷ 12 × 年度末までの委嘱月数」により計算される金額を支給します。

(2) 資料の提供

「金融教育」ならびに「金銭教育」に関する資料を提供します。

(3) 講師の派遣

「金融教育」ないし「金銭教育」を専門分野とする講師を無償で派遣します。

原則として、金融広報中央委員会が委嘱する金融広報アドバイザーのうち、研究校の所在する都道府県に在住の者を、都道府県金融広報委員会が派遣します。

(4) 研究および実践計画立案に関する支援

都道府県金融広報委員会事務局員および金融広報アドバイザーが随時相談に応じます。

6. 研究校への委嘱内容

(1) 「金融教育」ないし「金銭教育」の研究ならびに実践

金融広報中央委員会『金融教育プログラム - 社会の中で生きる力を育む授業とは - 』および同『金融教育ガイドブック - 学校における実践事例集 - 』を参考にしつつも、独創性の高い研究ならびに実践を行って頂くことを期待します。

(2) 研究ならびに実践の報告

具体的には、次の 2 点をお願いします。

委嘱期間終了時に、都道府県金融広報委員会に報告書を 2 部以上提出すること

この報告書には所定の書式はありません。

この報告書のうち 1 部は、都道府県金融広報委員会より金融広報中央委員会

に提出されます。

委嘱期間中に、都道府県金融広報委員会が主催する「金銭・金融教育協議会」において実践報告を行うこと

通常、9月～12月頃開催します。主たる参加者は、都道府県内の教員、教育委員会指導主事等、金融広報アドバイザー、金融広報委員会事務局員。

(3) 教育研究費の使途報告

使途報告書(別紙書式)を年度末毎に都道府県金融広報委員会にご提出頂きます。なお、教育研究費の使途は別紙項目に該当するものに限らせて頂き、委嘱期間の教育研究費に余剰が生じた場合には、都道府県金融広報委員会に返戻して頂きます。

7. 委嘱期間

原則として年度初(4月)から翌々年度末(3月末)までの2年間委嘱します。ただし、実践ならびに研究に支障のない場合には、年度途中からの委嘱、ならびに、2年未満の委嘱も認めます。

8. 委嘱に関する手続き等

(1) 委嘱先の選定

教育委員会の推薦、都道府県金融広報委員会による公募、都道府県金融広報委員会の依頼のいずれかによります。

(2) 委嘱手続き

都道府県金融広報委員会による説明ならびに依頼による委嘱先確定(秋から年度末)
都道府県金融広報委員会から研究校への委嘱状の交付(年度初)
教育研究費の交付(年度初)

(3) 使途報告書の提出

教育研究費の使途報告書の提出(年度末)

(4) 実践報告の提出

研究ならびに実践内容に関する報告書の提出(年度末)・・・中間報告は任意。

以上

本件に関する問い合わせ先：

都道府県金融広報委員会事務局 *をご参照ください。

* <http://www.shiruporuto.jp/about/link/pref/index.html>

金融広報中央委員会事務局 金融教育プラザ

岡崎(E-mail: ryouko.okazaki@boj.or.jp、TEL: 03-3277-2563、FAX: 03-3510-1373)

平成 年 月 日

金融広報委員会 御中

校・園

教育研究費使途報告書（平成 年度）

（単位 円）

項目	金額	内容
教材の開発・作成		
教材の購入		
授業実践		
教育・研究内容の 報告・発表		
その他		
翌年度へ繰越		
合計		

<注> 金融教育研究校および金銭教育研究校ならびに金融教育研究グループは、委嘱を受けた後、年度ごとに本書を作成し、翌年度初までに各地委員会あてに提出して下さい。